

経済産業省「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」を公表

企業の事業活動が、環境や社会といった外部環境へ与える影響等について情報開示する際の、「考え方」や「開示項目」がガイドラインとして公表されました。
先行するEUの制度や、国際的な情報開示枠組の動向を踏まえ、日本の繊維・アパレル産業全体での取り組みを推進することを目的としています。

情報開示の基本的な考え方

環境配慮情報の開示は、企業の環境配慮に対する問題意識に基づいて行うものでなければならず、「グリーンウォッシュ」といった指摘を受けないよう、十分な情報の開示が必要です。
環境配慮情報の開示にあたっては、消費者や投資家に対して、次の3点を明確に示すことが望ましいとされています。

- 1 事業活動が外部環境に及ぼす影響の特定、及び行動方針の策定
- 2 数値目標（KPI）の設定
- 3 目標達成にむけた具体的な取組の設定

情報開示が期待される開示項目

開示項目
① 製造工程におけるエネルギー使用量・温室効果ガス排出量
② 製造工程における水使用
③ 環境に配慮した素材・原料の使用
④ 使用、廃棄に係る環境負荷
⑤ 化学物質の使用量
⑥ 販売製品の廃棄量
⑦ 回収した衣料品の処分方法
⑧ 生物多様性に関する取組
⑨ その他環境配慮に関する取組



2030年までに、
国内主要アパレル企業の情報開示率100%の目標が掲げられています。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 06-6577-0209



Instagramやってます！！